

給水を受けるときに必要なもの

水を入れる容器(ポリタンクやペットボトルなど)をご用意ください。水は重いので、持ち帰ることを考えて、台車で運ぶかキャリーケースやリュックサックなどを使うのがおすすめです。



家庭でできる備え 飲料水を準備しましょう

災害時は水道管が破損し、復旧までの間は断水してしまふことがあります。断水時に飲食を我慢してしまふと健康に影響を及ぼす恐れがあるため、飲料水を備えておくことが大切です。

備蓄はどれくらい必要なの？

飲料水は1人1日3リットル(L)が目安で、最低3日分、できれば1週間分の備蓄が望ましいとされています。

(例) 4人家族の場合

3日分…4人×3L×3日=36L

7日分…4人×3L×7日=84L

豆知識

水道水で飲料水を備蓄できます！

水道水は冷暗所で約3日間、冷蔵庫で約1週間保存できます。水道水の保存方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 水道施設課 ☎237-5850 FAX237-1210

水道の使用開始・中止の届け出をお忘れなく！

水道の使用開始・中止の届け出は、2、3日前までに津市上下水道サービスセンターへ以下の必要事項をご連絡ください。

必要事項

- ・水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)
- ・使用者氏名
- ・住所(水道の使用場所)
- ・中止のときは料金の精算方法、転居先の住所

受付時間 月～金曜日8時30分～17時15分(祝・休日を除く)

※水道の使用は、津市水道事業給水条例に基づく契約です。水道料金などを納期限までにお支払いいただけない場合は、給水を停止しますのでご注意ください。

水道料金・下水道使用料のお支払いは便利な「口座振替」を

手続きに必要なもの

- ・通帳など口座番号の分かるもの
- ・印鑑(金融機関届け出印)
- ・水栓番号(「ご使用水量のお知らせ」などに記載)

申し込み 市内の取扱金融機関または郵便局へ ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 津市上下水道サービスセンター ☎237-5821 FAX239-0512

4月1日から水道料金・工業用水道料金について 納入期限までにお支払いがない場合は遅延損害金が加算されます

津市では、水道料金・工業用水道料金を納入期限内にお支払いいただいている皆さんとの公平性を図るため、津市水道事業給水条例と津市工業用水道事業給水条例を改正します。4月1日以降に納入期限が到来する水道料金については、納入期限までにお支払いがないと「遅延損害金」を加算し、徴収する場合がありますので、納入期限までに水道料金をお支払いいただきますようお願いいたします。

問い合わせ 営業課 ☎237-5805 FAX237-5819